

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	水落 敏栄（自民）	堀井 巖（自民）	浜田 昌良（公明）
	猪口 邦子（自民）	古賀 之士（立憲）	浜口 誠（民主）
	こやり 隆史（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

12月6日の本会議で2名の委員の辞任が許可された後、新たに2名の委員が選任された。同日、選任された2名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われ、その後に開会された審査会において会長が選任された。

〔調査の経過〕

今国会においては、まず、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（対象期間は令和2年9月1日から令和3年9月30日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

次に、特定秘密の保護に関する法律第19条により令和3年6月11日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、小林国務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。また、本審査会の年次報告書（令和2年11月）における指摘事項について、政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。さらに、令和3年6月24日に内閣府独立公文書管理監から内閣総理大臣に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。

〔調査の概要〕

12月10日、年次報告書（令和3年12月）を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、12月20日の本会議で会長が報告した。

12月14日、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、小林国務大臣から説明を聴いた。

12月21日、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。また、本審査会の年次報告書（令和2年11月）における指摘事項について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。さらに、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報

告」について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 審査会経過

○令和3年12月6日(月) (第1回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 会長の補欠選任を行った。

○令和3年12月10日(金) (第2回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 本審査会の調査及び審査に関する年次報告書を提出することを決定した。
- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

○令和3年12月14日(火) (第3回)

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について小林国務大臣から説明を聴いた。

○令和3年12月21日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 本審査会の年次報告書における指摘事項に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

(3) 審査会報告要旨

年次報告

【要旨】

本審査会は、令和2年6月に政府が国会に提出した年次報告等を基に、令和元年末時点の特定秘密の指定等について調査を行い、12月10日、報告書を議長に提出した。本報告書の対象期間は令和2年9月1日から令和3年9月30日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

政府が国会に提出した年次報告等について、政府から説明を聴取し、質疑を行った後、特定秘密を指定している各行政機関から、特定秘密の指定等の状況等について説明を聴取し、質疑を行った。また、警察庁から、本審査会が要求した特定秘密の提示を受けた。さらに、大臣等に対し締めくくり的な質疑を行った。このほか、参考人から、特定秘密保護制度の運用状況及び情報監視審査会の活動について意見を聴取し、質疑を行った。

2 主な指摘事項の概要

以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

ア 本審査会が機微な情報について行政機関に説明を求めた場合でも、必要に応じて不開示情報を含めた説明を行うなど、より一層真摯かつ適切に対応すること。

イ 本審査会から特定秘密の提示を求められた場合には、サードパーティールール等の提示されない例外的な事例であっても提示可能な方法がないか追求し、提示に向けて積極的に対応すること。

ウ 特定秘密文書の不適切な取扱事案が発生した場合には、当該行政機関において徹底的に検証し、それを踏まえた研修等を通じて職員の意識や理解の向上を図るとともに、必要に応じて管理手続を見直すなど、再発防止に向けた取組を進めること。

エ 特定秘密の新規指定や有効期間の延長があった場合、内閣府独立公文書管理監は検証・監察において、実際に特定秘密文書の提示を受け、特定秘密とされる情報が妥当な範囲に収まっているか確認すること。

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかった。